

揭示期間 10.10 - 10.19

新潟市老人福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 10 月 10 日

新潟市長

中原ハ一

新潟市条例第 74 号

新潟市老人福祉センター条例の一部を改正する条例

新潟市老人福祉センター条例（平成 16 年新潟市条例第 96 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 のうち（1）の表市内に住所を有する者の項中「250 円」を「300 円」に、「120 円」を「140 円」に改め、同表市外に住所を有する者の項中「450 円」を「540 円」に、「120 円」を「140 円」に改める。

別表第 1 のうち（2）の表老人福祉センター黒埼荘の項中「1,500 円」を「230 円」に改め、同表老人福祉センター横雲荘の項及び老人福祉センター福寿荘の項を次のように改める。

老人福祉センター横雲荘	利用時間	教養娯楽室			集会室		
	午前 9 時から午後 1 時まで	230 円	410 円				
午後 1 時から午後 4 時 30 分まで	230 円	410 円					

老人福祉センター福寿荘	利用時間	鶴の間	亀の間	梅の間	松の間	竹の間	皁月の間
	午前 9 時から午後 1 時まで	60 円	60 円	80 円	110 円	110 円	130 円
	午後 1 時から午後 4 時 30 分まで	60 円	60 円	80 円	110 円	110 円	130 円

別表第 1 のうち（2）の表いこいの家西川荘の項中「4,000 円」を「1,500 円」に、「2,000 円」を「750 円」に、「500 円」を「180 円」に、「5,500 円」を「2,070 円」に、「2,700 円」を「1,010 円」に、「1,000 円」

を「370円」に、「100円未満の端数が生じたときは、その端数が50円未満であるときはこれを切り捨て、50円以上であるときはこれを100円に切り上げて計算する」を「10円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる」に、「規定の使用料の額の1.5倍に相当する額とする」を「規定の使用料の額の1.5倍に相当する額とし、算出された使用料の額に10円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる」に、「規定の使用料の額の2倍に相当する額とする」を「規定の使用料の額の2倍に相当する額とし、算出された使用料の額に10円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる」に改め、同表いこの家業友荘の項中「500円」を「170円」に改め、同表中之口老人福祉センターの項中「800円」を「380円」に、「1,000円」を「480円」に改め、同表老人福祉センター白寿荘の項中「1,000円」を「320円」に改める。

別表第2定期利用券による利用以外の利用の項使用料の額（1人につき）の欄中「100円」を「120円」に改め、同表定期利用券の項使用料の額（1人につき）の欄中「500円」を「600円」に、「3,000円」を「3,600円」に、「5,000円」を「6,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項から第4項までの規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の新潟市老人福祉センター条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく使用料の徴収、免除及び還付並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例の規定の例により行うことができる。

（適用区分）

- 3 施行日前に、施行日以後の新潟市老人福祉センターの利用につき、当該利用の許可を

受けたものから徴収する使用料の額は、新条例に規定する額とする。

- 4 前項の規定にかかわらず、施行日前に発行した定期利用券は、当該定期利用券に記載された有効期限内に限り、施行日以後においても、使用することができるものとする。